



# 宮 崎 県 公 報

令和5年11月8日(水曜日)号外 第48号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

目 次	頁
公 告	
○再公募に伴う県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続の公表……………(観光推進課) 1	

## 公 告

指定管理者の再公募に当たり、公の施設に関する条例(昭和39年宮崎県条例第7号)第10条の2の規定により、県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和5年11月8日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的次に掲げる公の施設の管理は、指定管理者に指定された一の法人その他の団体がこれらの施設を一体として行うものとする。

名 称	所 在 地	設 置 目 的
県営国民宿舎えびの高原荘	えびの市大字末永1489番地	国民の健全なレクリエーションの健康増進に資するための施設
県営えびの高原スポーツレクリエーション施設		県民の健全なスポーツレクリエーションと体力の向上に資するとともに、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設

### 2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でない認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

### 3 指定管理者の業務

- 県営国民宿舎えびの高原荘及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設(以下「えびの高原施設」という。)の利用に関する業務
- えびの高原施設の維持及び保全に関する業務
- えびの高原施設に係る事業計画、決算等の業務
- その他県営国民宿舎えびの高原荘・県営えびの高原スポーツレクリエーション施設指定管理者募集要領(以下「募集要領」という。)で定める業務

### 4 指定管理者が行う管理の基準

公の施設に関する条例第10条の4並びに宮崎県営国民宿舎管理規則(平成17年宮崎県規則第74号)第11条及び県営えびの高原スポーツレクリエーション施設管理規則(平成17年宮崎県規則第73号)第11条に規定する管理の基準による。

### 5 指定管理者の指定方法

知事は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

### 6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- 宮崎県内に責任者等を配置し、緊急時等にも迅速に対応できる体制が整備されている、又は指定期間の初日までに整備すること。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 宮崎県から入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- 宮崎県から地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の関係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- 国税及び地方税の滞納がないこと。

### 7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- 利用者の平等な利用が確保されること。
- 事業計画書の内容が、えびの高原施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- 事業計画書の内容が、管理運営に係る経費の縮減等を図るも

<p>のであること。</p> <p>(4) 事業計画書の内容を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。</p> <p>(5) 事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること。</p> <p>8 指定管理候補者の選定方法</p> <p>提出された指定管理者指定申請書及び募集要領で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県営国民宿舎等指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。</p> <p>9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間</p> <p>(1) 配布場所及び請求先 宮崎県商工観光労働部観光推進課観光戦略担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7104</p> <p>(2) 配布期間 令和 5 年 11 月 8 日から令和 5 年 12 月 15 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <p>10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間</p> <p>(1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を添付し、提出先に持参又は郵送すること（郵便にあつては、書留郵便に限るものとし、提出期間内に必着のこと。）。</p> <p>(2) 提出期間 令和 5 年 11 月 8 日から令和 5 年 12 月 15 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで</p> <p>11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先 宮崎県商工観光労働部観光推進課観光戦略担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7104</p> <p>12 その他 この募集に関する詳細は、募集要領による。</p>	
--	--